

令和2年度毛呂山町障害者優先調達推進方針

令和2年4月1日策定

1 策定趣旨

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品並びに役務（以下「物品等」という。）の調達等の推進を図るために策定する。

2 適用範囲

本方針は、本町全ての部署が発注する物品等の調達について適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

- ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の特例子会社

- イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5 基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、町内を優先し、可能な限り県内の障害者就労施設からの調達に努めるものとする。
- (4) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うものとする。

6 推進体制

- (1) 各課が調達を円滑に進めることができるよう、福祉課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課に提供する。各課はその情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。
- (2) 本推進方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、毎年度終了後に取りまとめ、公表する。

7 調達の目標

令和2年度調達目標を次のとおり設定する。

目標額 650千円

8 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の役場庁舎内での物品の販売や町及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び町民へのPRの推進にも努めることとする。